

春休みに入る前に

交通安全について家族で話し合いましょう

交通ルールは、普段から家庭で話し合いをすることが大切です。春休みに入る前に、安全な自転車の乗り方やルールについてはもちろん、「遊びながら歩かない」「携帯電話(スマートフォン)を操作しながら歩かない」など、歩く際の注意点も話し合い、実践するようにしましょう。これらを心がけ、自転車運転者も歩行者も、お互い気持ちよく通行できるように、皆さんで交通ルールとマナーを守りましょう。

問 道路交通課交通安全係 ☎042-497-2096



危険！「ながらスマホ」は事故に直結！

スマートフォンを使用・操作しながらの自転車の運転は、「違反行為」です(道路交通法第71条・5万円以下の罰金、東京都道路交通規則第8条)。操作しながらの運転は周囲の状況把握ができず、交通事故に直結する大変危険な行為です！

歩いているから平気というわけではありません。操作に夢中になり周囲に目を配らないと、他の歩行者や自転車との接触や、自分自身がケガをする可能性が高くなります。また、相手にケガをさせてしまった場合には、過失傷害罪(30万円以下の罰金または料)に問われる可能性があります。

スマートフォンを利用するときは、周囲を確認して立ち止まり、安全な場所で操作しましょう。

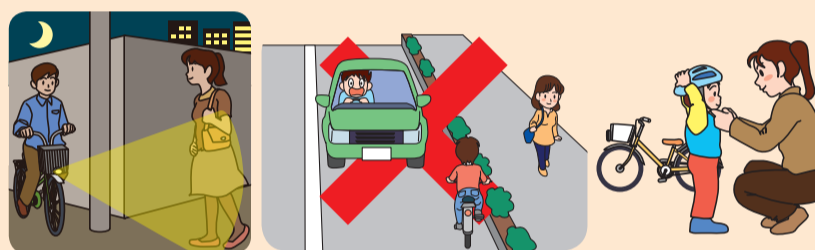


自転車はルールとマナーを守って運転

自転車は車と同じ扱いの「軽車両」です。運転をする際は「自転車安全利用五則」を守り、マナーある通行を心がけましょう。

◆自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



保護者の方へ！自転車向け保険への加入を考えましょう

保護者の方は、子どもが乗る自転車を点検して、不良な部分が見つかったら自転車販売店などで整備をしましょう。

子どもが起こした事故であっても、自転車の利用によって生じた損害は賠償しなければならないことがあります。万が一に備えて、保険への加入をおすすめします。

自転車向け保険の種類

自転車向け保険は、補償の範囲によりいろいろあります。家族の生活や自転車の利用状況などに合わせて検討しましょう。以下、代表的なものを紹介します。

◆TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車販売店で自転車の点検整備を受けると「TSマーク」というシールを貼付されます。この「TSマーク」には傷害補償と賠償責任補償(赤色TSマークのみ)が付帯されています。



◆損害保険会社の保険

自分で転倒してケガをした際に支払われる「傷害保険」があります。また、相手に

ケガをさせてしまったり、物を壊してしまったときの保険として「個人賠償責任保険」があります。個人賠償責任保険は自動車の任意保険や、火災保険などの特約としてつけることができるものもあります。

◆その他の保険

一部のコンビニエンスストアや携帯電話会社などで自転車保険のサービスを行っているものもあります。

▶▶▶自転車は防犯登録を◀◀◀

自転車の所有者には防犯登録が義務付けられています。必ず登録してください。

お引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤などによる引越で、住所を異動された方は、忘れずに住民票の異動手続きを行いましょ。

住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、

国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスにつながる大切な手続きです。

問 市民課住民係 ☎042-497-2037

他の市区町村に引越しをされる場合

引越し前の市区町村

(引越し前に) 転出届を提出して、転出証明書を受け取る



引越し先の市区町村

(引越しをした日から14日以内に) 転出証明書を添えて、窓口で転入届を提出

清瀬市内で引越しをされる場合

清瀬市

(引越しをした日から14日以内に) 窓口で転居届を提出



マイナンバーカードなどの変更もお忘れなく！

「通知カード」「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」の住所変更も忘れずに行いましょう。これらのカードの住所は、最新のものにする必要があります。住民票の異動手続きの際に新住所を記載しますので、カードをお持ちください。

【届出先】市役所本庁舎1階市民課、松山・野塩地域市民センター内出張所【受付時間】平日午前8時30分～午後5時、本庁市民課のみ土曜日午前8時30分～正午・午後1時～5時(祝日及び年末年始を除く)

※届出の際には本人確認のできる書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。※住民基本台帳法により、住所などに変更があった場合は14日以内に届出をすることが義務づけられています。正当な理由なく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。